

2019年5月9日 農林水産省への問合せ

項目：件名

内容：「駆除シカの分解処理装置」に補助金を

項目：ご意見・お問い合わせ内容

内容： 駆除動物の処理方法は「埋める、燃やす」だけですが、シカやイノシシの死体をそのまま投入するだけで、約 2 週間で太い骨だけを残して消滅する装置を開発しました。福井県大野市 2 台、宮城県村田町 1 台が稼働しています。マスコミ報道で近隣の自治体が視察に訪れて購入を検討している所もあります。ジビエカーに 55%の補助金がでるとネットで見ましたが、本装置にも補助金の対象にして欲しいのです。装置はオガクズを活用した一体型の完成品なので、駆除現場の近くに設置する事が出来ます。補助金の対象になればジビエ対策に大きく貢献すると思っていますので、検討願います。どのような手続きが必要ですか？

【回答】

鳥獣被害防止総合対策交付金では、処理加工施設を整備事業の補助対象（補助率 1/2 又は 5.5/10）としており、処理加工施設とは捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化するための施設を含む。）となっています。

お問い合わせのありました「駆除シカの分解処理装置」は、いわゆる減容化施設に該当し、補助対象になると思われます。

なお、本交付金は、個別の事業者や個人に対して支援するものではなく、地域の協議会に対し、市町村等が作成する被害防止計画に基づく取組みを支援するものです。

鳥獣被害対策に取り組んでいる市町村の担当窓口に、相談していただければと思います。

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

直通：03-3591-4958